



Title	北海道材の生産集荷面に於ける法律關係に付いて
Author(s)	佐藤, 昌彦
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 9, 239-264
Issue Date	1941-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10702
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_p239-264.pdf



北海道材の生産集荷面に於ける法律 關係に就いて

佐藤 昌彦

目次

はしがき

第一章 研究の對象及び方法に就いて

第二章 北海道に於ける盜伐事件に現はれた木材取引の實相

(一) 渚滑事件に就いて

(二) 標茶事件に就いて

(三) 角田村事件に就いて

第三章 補遺

はしがき

本稿は筆者が日本學術振興會から昭和十五年度前期に於て援助を受けた「木材取引過程に於ける法律關係の研究」の第一回研究報告を基礎とし、之に多少の加筆をなしたものである。而して本稿を法經會論叢に於て發表する事は、上記二會に對する筆者の責任を果すものであるが、更に之が中島先生の在職三十年記念編文集の一部を

北海道材の生産集荷面に於ける法律關係に就いて

なす事は常に經濟事象の法律學的觀察を教示せられる同先生に對し平素の學恩を謝する一法であり得る事を信ずるのである。

第一章 研究の對象及び方法に付いて

周知の如く、木材は生産せられてから消費者の手に互る迄その間の取引は山元に於けるもの或は市場に於けるもの等すべてその形質を異にし又地方によつて夫々異なる慣習が存在して居る。そのすべてについて精細な調査をなし之が法律關係を確定する事は木材を中心とせる産業體系の確立に役立つ事は勿論、ひいては全産業體系の設定に寄與し得るものと信じて本研究を開始したのであるが、かゝる巨大産業の全方面に互る調査は限られた時間と勞力に於ては不可能なるは言ふ迄もない。よつて筆者は先づ本研究を二分し、昭和十五年度に於ては生産より集荷に到る取引關係の調査に全力を注ぎ、次年度に於て集荷せられたるものゝ配給の過程に研究の手を延ばさうと計畫したのである。而して此の第一段の研究に於ても、北海道材を中心としての研究を進める事とした。之には次の三の理由が存する。

第一は筆者がその研究實施の場所を北海道帝國大學農學部に置いたと言ふ便宜上の點

第二は北海道材は日本全國木材生産量の約十分の一を毎年間占めて居りまたその蓄積から見ても將來益々重要性を加ふ可きものと考へられる事

第三は北海道の林政は農林省の主管に屬せず内務省の監督下に北海道廳の手によつて行はれつゝある爲それに關する調査は充分ならざるうらみがあつた事

以上の諸理由からして本年度の研究は先づ北海道材の生産集荷の關係について歩を進める事としたのである。かく對象を決定すれば次にはかゝる生産集荷の取引過程に於ける法律關係研究の方法如何が、問題とならざるを

今北海道國有林に於ける實例を見れば、大正十三年より昭和十二年に至る十四年間に於て、件數にして八六五件、人員にして一一、九八一人、材積にして七二八、〇〇〇石、金額にして四六四、三八六圓の盜伐が行はれて居る。之に御料林、公有林、私有林を加ふれば、被害額は極めて多數となるのである。

斯の如く多量の盜伐材が供出せられるのであるから、夫は勿論盜伐者自身の（多くは地元農民である）の自家用に供するものではなく、商品として流通過程に投入せらる爲に伐採せられるのであつて、生産の方法は不正であり又かゝる事象は特異なものではあるがその生産せられたるものゝ集荷、分荷は一の木材取引の基本型に従つて處理せられるのである。盜伐なるが故に特殊の取引形態を採る事はなく、すべて一般取引の方法に従つて處理せられる。而してかゝる一般取引の方法とそれに關する具體的諸要件はすべて盜伐事件に關する刑事記録其他に於て之を明にせられて居るのである。此の點は筆者にとつて大なる利便を提供するものであつて、盜伐の如き社會的に深刻な影響をあたへた事件は、關係者は勿論一般社會に於ても永くその記憶に残り、又その記録も整理保存せらるゝ事は一般商取引がその終了によつて記憶も記録も消滅し去るものと同一に論ずる事が出来ないのである。かゝる意味に於て筆者は北海道に於ける盜伐事件數個を選びその取引方面の研究を進める事としたのである。而して實査の方法は事件の發生した現場にのぞみ、還境的諸要件を調査し、又關係者より印象感想を聴取し、一方資料として、例へば北海道廳拓殖部に屬する各營林区署或は帝室林野局の關係書類、又關係司法當局の記録書類、又當該事件の判決書の蒐集を行つたのである。

次に本論として具體的盜伐事件についてその取引關係の實相を述べる事とする。

第二章 北海道に於ける盜伐事件に現はれた木材取引の實相

(一) 落滑事件について

本盜伐事件は北見國紋別郡渚滑村立牛國有林に於て大正十一年から同十四年に互つて發生したものであつて、殆ど全部が同部落民の犯罪であり有罪の決定を受けた者は六三名であつた。その損害額は本數四、三五七本、石數三八、五六三石六斗二合、金額三一、九二一圓五二錢四厘となつて居る。

先づ本事件の概要を述べれば、渚滑地方は監督署からは遠隔の地であつて、大正十二年十一月五日に渚滑から北見瀧の上迄國有鐵道が開通する迄は遠輕から中湧別迄省線により之から陸路約二〇里は紋別港を經由し不完全なる馬車により、又冬季は馬橇を唯一の交通機關となす有様であつたのである。従つて地元農民による薪炭材等の自家用を目的とする盜伐は極めて多數に行はれて居たが、之は默認せられ居るかたちであつた。之を監督するものは上渚滑市街地（立牛より四里）に駐在する森林主事只一人であつたから監護の實をあげる事は極めて困難と言はざるを得ない状態であつたのである。

かゝる状態に於て上掲の如き大損害を生ずる盜伐事件が發生するに至つたのは種々な原因が考へられる。第一は監護の任にあたる森林主事○田某がその任務に忠實ならざりし事。第二は歐洲大戰後の好景氣が木材界にも一轉機をあたへ、北海道材に對し大型船が就航せられるに至り、北海道材は内地各市場に於てその價値が認識せられ、その値上りを見、従つて地元北海道に於ても木材によつて大なる利潤を得やうとの考が木材業者は勿論、木材業を營まんとするを誘致し、又地元農民も之に誘はれる至つた事。第三は特に本地方に大正十二年に國有鐵道が開通した事が、伐採木搬出の利便を大いにあたへ木材賣業者の本地方進出を容易ならしめ、又地元農民にとつても伐採後の搬出に大いに勞力を減殺し之が大盜伐を容易ならしめた事。

以上の諸原因を通じても本盜伐事件に於て、之は他の盜伐事件も同様であるが、伐採はすべて商品としての木材を對象として行はれるものである事を知るを得るが、此の事は又本事件に於て最も被害額の多量であつたヤチタモ（八九二本、一二、六七六石六斗六合、一二、三七八圓九七錢二厘）の小樽市場に於ける價格は大正十一年

一〇〇石五三三圓、大正十二年六六四圓、大正十三年七一二圓、大正十四年六一八圓であつて大正十一年——大正十三年は甚しき高値を示して居る事によつても又知る事を得るのである。又ヤチタモについて多量の被害のあつたセン（四二五本、七、〇六五石九斗二升九合、七、三八一圓八錢六厘）についても同様の事が言ひ得るのである。勿論現場は針潤混肴林であつてエゾ松トド松の針葉樹も多く生立して居るのであり、又潤葉樹として後に輸出によつて高値を示したナラも多數存するが之等の伐採量は前二者に比すれば少量であるのである。

さて次に本事件に於て盜伐せられた木材が如何なる方法、形態で取引せられたかを加害者別に調査した處を述べる。

一、〇 山 某 關 係

右の犯行は大正十一年から十三年一月に亙るものであつて被害額本數一、四三〇本、石數一三、三〇五石、金額一〇、九九二圓であるが、その盜伐木の大部分は紋別の〇田商會（〇田某）材木部へ賣却したのである。〇田商會は木材以外にも取扱ふものであるが、木材についてはその仲買をなすものであつて、その主任〇積某が各地に出張して買付けをなして居たのであつて、〇山の盜材木はその犯行の最初から〇積と契約を結んで之に賣却し、〇田商會より更に他の方面へ轉賣せられたのである。〇山は部落に於ても有力なるものであつたから、伐採、搬出の資金を〇積から仰いだ事は考へられないが、尠くとも賣買の契約を締結して伐採したものである事は明かである。而して〇積は單に紋別に居住して取引をなしたのではなく、伐採の現場にしばしば立會ひ如何なる樹種が何程如何にして搬出せらるゝかを巨細に承知して居たものと考へられる。

之が木材仲買人の任務であつて、現場の模様を知るものでなければ、仲買業を營む事は不可能であるのである。而して〇山が〇積に賣却したヤチタモ角は造材百石上渚滑驛渡しにて二百圓餘であつて、之は當時の小樽市場市價假りに大正十二年をとつての百石六百六十四圓に比すれば極めて安値であるのは注目し得る。木材の市場價

格の半ばを占めるものは山元の伐採、搬出の費用及び最寄驛よりの運送費であつて、その中山元に於けるものが大部分を占めるのである。従つて若し山元の買値を安く叩き得るとすれば、現實市場に出す迄に幾多の仲介者の手を経てその間の口銭稼ぎをなさしむる事は可能であるのであるから、仲介業をなすものは山元の値段を叩く事に全力をあげ従つて盗伐木の如きはその好餌となるのである。又此の種仲介業者が極めて多數であり、木材業者と言へば先づ仲介業と考ふ可く、製材工場等の固定資本を有して營業をなす如き堅實なる基礎を有するものは尠い。亦然し又一方固定資本を有するもの、或は所謂大手筋と山元とを連絡するものはかゝる算盤一挺を資本として各地を飛びあるく仲介業者である事も又注目を要する事である。かゝる仲介業者に對して許可制を取るが如きは望ましい事であるが、從來生産を促進し、供出を容易ならしめたものは斯の如き仲介業者であつた事は注意を要する。

二、○ 川 某 關 係

右の犯行は十三年二月から十四年三月に至るものであつて、被害額は二六一本、一、九〇九石、一、五六〇圓八一錢であるが、盜伐木中シナ丸太百五十石は瀧の下に搬出し、某木工場に賣却した。某木工場は前述の如き固定設備を有する製材工場であつて中工業に屬するものと言ふ可く一年の原木使用量二萬二千六百三十石と稱されて居る。本取引に於ては造材は製材せられて賣却されたものと見る可きであるが、當然木工場が造材のまゝ轉賣する事も考へ得るが、此の點は明かにせられて居ない。其他ヤチタモ、セン、シコロ角は小樽市○林某に賣却した。○林某は上述の如き仲介業者であつてその賣買單價シナ丸太百石二九〇圓、角セン、タモ込四百圓であつて、當時の小樽市場價格に比して格安なる點は上述した所を参照して注目せられたいと考へる。

三、○ 田 某 關 係

右の者の犯行は大正十三年二月から十四年二月に至るまで、あつて被害額一一九本、一、七三七石八斗八升、

一、六〇五圓である。

○田はその盜伐木の大部分を同部落民である○橋某に賣却し、○橋は之を室蘭市木材業○本某の店員○部某に手數料を得て賣却した。○本は年約二五〇〇〇石を扱ふ個人業者である。○部は○橋以外矢張り本事件犯行者の一人である。○郷某から一、〇〇〇石餘を買入れて居る。○部の買入れた盜伐木は大部分之を室蘭に送り、室蘭から芝浦、大阪に輸送せられたのである。即ち○本は直ちに之を轉賣したのであつた。

尚本件に關し、斯の如き贓品の處分が行はれた場合その所有權の關係が如何になるかは、一般的に論ずる事を得ると考へるので此の點につき法律問題を少しく考究して見る事とする。かゝる場合に民法、一九二條、一九三條、二四六條の規定が適用せられるのは勿論であるが、伐採後直ちに製材せられたる場合は角材、或は丸太材が或る種の加工を受けたわけであるからその點は更に考慮しなければならない。之に關し、次の如き大審院判例が存する。即ち大正十三年一月三十日判決集三卷四〇頁、以下であつて牧野博士日本刑法下卷四七二頁所載のものであるが、之には次の如く言つて居る。「盜伐シタル木材ニ付更ニ製材搬出等ノ作業ヲナスガ如キハ之レ木材ノ形狀若クハ其ノ所在地ヲ變更スルニスギズシテ新タル物件ヲ製作シタルモノト謂フヲ得ザルガ故ニ縱令是ニヨリ該木材ノ價格ガ製材以前ニ比シ著シク増加シタリトスルモ之ガ作業者ニ於テ其ノ物ノ所有權ヲ取得スベキ謂レアルコトナシ」と。本事件は北海道の事件であつて盜伐者が造材搬出更に製材したものを情を知つて買受けた者が贓物收受に問はれたのであつて、加工したものは贓物にあらずとの主張を大審院が排斥したものである。従つて本事件の判決は具體的には妥當と言ふ可きであるが、本判決よりして直ちに製材せるものが原木と法律上異らざる取扱ひを受ける可きものとは言ひ得ないのであつて、此の點に關しては更に精細な研究が必要であり後述第二の事件に關しても此の點について觸れる事とするが、次の如き判例がある事を附言する。

即ち大正十一年十日三日大審院判決判例集一卷九號五一六頁所載のものであつて之を次に抄録する。

辯護人寺井俊夫上告趣意書第一點原判決ハ「被告人ハ大正十一年一月日不詳午前九時頃北津輕郡小泊村字南小泊山國有林小字鯨場澤ニ於テ國有杉立木三本（材積二石七分六厘價格五圓四拾貳錢六厘）ヲ盜伐シ内一本ヲ原料トシテ被告人居宅ニ於テ巾約六寸ノ板四五枚ヲ製出シタルモノナリ」トノ事實ヲ認定シ且之ニ法律ヲ適用スルニ當リ判示被告人ノ所爲ハ森林法第八十四條第二號ニ該當スルモノナル旨判示シタリ然レトモ八十四條二號ニハ「贓物ヲ原料トシテ木炭、樟腦、椎茸、松根油其ノ他ノ物品ヲ製シタルトキ」トアリテ其ノ他ノ物品ト云フカ如キ用語ヲ使用シアレトモ其ノ前段ニ木炭樟腦云云トアリテ何レモ其ノ加工ニヨリ其ノ木材タル性質ヲ全然變質シタル場合ノミヲ指稱スルニヨリ之ヲ觀レハ立法ノ趣旨ハ自ラ明ニシテ單ニ立木ヲ盜伐シ之ヲ現場ニテ小切ニシ自宅ニ運搬シ更ニ角材若ハ板材ト爲シタル場合ノ如キハ之ヲ包含セサルナリ蓋シ盜犯カ其ノ贓物ヲ現實ニ處分スル行爲ノ如キ結果行爲ハ當然盜犯行爲自體ニ吸收セラレ敢テ別罪ヲ構成スルモノニアラサルハ勿論ナリト雖之カ原則ノ例外トシテ森林法第八十四條第二號ニ於テ現實ノ處分行爲中或ル體様ノ行爲ヲ以テ嚴罰スヘキ加重ノ情狀アリトシテ規定シタルモノナレハ須ク嚴格且狹義ニ解スヘク妄ニ擴張解釋ヲ許ササルハ刑罰法令ノ解釋學上當然ナリトス左レハ本件ノ如キ場合ハ森林法第八十三條ニ該當スヘキモノニシテ八十四條二號ニ該當セサルヤ疑ヲ客ルル餘地ナク原判決ハ擬誤律錯ノ違法アルヲ免レス

判 決 理 由

原判決ノ判示ハ洵ニ論旨ニ表出スル所ノ如ク所論盜伐ヲ原料トシテ製出シタル巾六寸ノ板ハ其ノ物質ノ杉タルコトニ於テハ依然トシテ異ルコトナシト雖加工ニ因リ他種ノ物ト爲リタルモノナルヲ以テ森林法第八十四條第二號ニ所謂贓物ヲ原料トシテ製シタル物品ニシテ其ノ列記以外ノ物ニ該當スルモノトス故ニ原判決ノ擬律ハ正當ニシテ論旨ハ理由ナシ

四、其他の犯行者の場合

以上の如き大口の伐採であつて仲介業者又は製材業者に販賣して處分したものの外、多數の小口盜伐者は何れも仲介業者と直接の取引をなすに至らず、多くは前記の○橋、○郷の如き部落民中の有力者に賣却、之等のものは更に口錢を得て、仲介業者に賣却して居るのであつて、此の場合には臨時に之等のものが仲介業の役割りを演じて居るのである。従つてかく地元に於ても部落民中から仲介者が現はれる場合には、直接伐採者の手に渡る對價は次第に減少するに至るのは當然であつて、多くの場合犯行者は盜伐によつて得る利益は極めて少額のもの

なり終る事を注意すべきである。

(二) 標茶事件について

本盜伐事件は釧路國川上郡標茶村國有林に於て昭和二年七月から同三年四月に亙つて行はれたものであつて、損害額は一、八三八本、一七、三二三石、二〇、七八五圓四〇錢である。本事件の犯行者は、上記の渚滑事件が殆んど同部落の農民によつて遂行せられたと異り、有罪の判決を受けた者八名中農業者は二名であつて、他の大部分は所謂木材業者即ち上記せる木材仲介業者として見らる可きものがある。渚滑事件に於ては伐採即ち生産の主體となつたものは、部落農民であつたのであるが、本事件に於ては、伐採の主體はかゝる木材仲介業者自身であるのである。勿論、部落民の勞力の提供なくしては伐採搬出は不可能なのであるから、勞力を提供したものは、渚滑事件同様部落民なのであるが、事業主體は木材業者が之にあたつて居るのである。従つて盜伐の共犯として司法警察官が檢事に送致した者はかゝる伐採、搬出にあたつた部落農民總計二〇名にのぼつたが、その中檢事が豫審を請求した者は上記の八名を入れて十一名であつた。即ち公訴を提起された農業者は五名であつたが、その中三名は第一審に於て無罪の判決を受け確定したのである。かゝる點より考察すれば、一般的に木材賣買仲介業者が自らの危険に於て伐採搬出の事業を營む場合があるのであつて、渚滑事件は地元民の伐採搬出せるもの即ち山元に於て生産が行はれ之を仲介業者が買取つた形式であり、本事件は仲介者自らの伐採、搬出、買却の取引形態を示して居るわけである。

而して斯の如き仲介業者が自ら事業を行ひ得る爲には、その生産地が賣買市場から交通上便宜の地に所在する事を必要とするのは當然であつて、本事件の發生地標茶村は北海道の大木材市場即ち其處より直ちに道内或は内地の大市場に向け輸送し得る市場の一である釧路市から汽車で二三時間の所に存在して居るのである。即ち釧路市と現場とを常に往來する仲介業者にして始めてかゝる事業を營み得るわけであつて、渚滑の如き僻遠の地にあ

つては、伐採事業は勢ひ地元民の専行する所とならざるを得ないのである。茲に交通關係が、かゝる取引にあつて特殊な影響を見る事を得るのである。因に釧路標茶間の國有鐵道は昭和二年九月十五日に開通したのであつて、本件犯行開始と時を同じくして居る點は、渚滑事件に於けると同様注目しに値する。

さて本事件は渚滑事件同様、森林監護の任にあたる森林主事○間某なるものが木材業者の請託を容れて、不正伐採をなさしめたる事によつて擴大するに至つたものであるが、その點に關する研究は、筆者が既に法經會論叢第七輯に「北海道に於ける盜伐の個別的的研究」と題して報告したのであるから、之を省略し、直ちに加害者別に伐採木が如何なる方法によつて取引せられたかの考察に入る事とする。尙大量の伐採を行つた以下四名は何れも造材師と俗に稱する木材業者であるのを重ねて附言する。

一、○木 某關係

右の者の犯行は昭和二年十二月から三年二月に亙るものであつて被害額は四三七本、四、〇六三石、五、一八三圓であるが、○木はその伐採木の大部分を釧路市木材業○俄某に賣却して居る。○俄自身も仲介業を營む者であつて、勿論、より大なる業者への轉賣を目的として買入れたものであるが、○木、○俄間の契約は口頭を以て締結せられ、その價格はヤチタモ角百石四六〇圓、セン角四三〇圓、シコロ角三五〇圓であり、受渡場所は標茶驛であつて、官林から出材せるものは全部受入れる事とし、若し買人の都合によつて標茶驛にて檢收の出来ない場合は賣人は未檢收のまま、發送し得る事と定めた。又買人は他に轉賣し直接他の買人が檢收しても賣人は異議なき事を申合せて居る。此の契約によつて知らるゝ如く○俄の取引は口錢を得ての轉賣を目的とするものであつて、○俄がかくして買入れた盜伐材を如何なる方面に賣却したかは明かとなつて居ないが、當然他の仲介業者に賣渡したものと見る可く、又○木の伐採搬出の費用に對する資金の仕送りは、すべて○俄の手から出て居るのであるが、○俄が又何人から此の資金を入手したかは明かでない。かゝる資金關係及びかゝる取引に於ける木材價格と

市場價格との關係については次の者に就いて述べる所が大體妥當すると思はれるから次の件を参照せられたく考へる。

二、〇 尾 某 關 係

右の者の犯行は昭和二年九月から三年三月に至るものであつて、損害額は九一八本、七二〇一石、六、三九一圓七五錢であつて、盜伐木の大部分は釧路市木材商〇山某に賣却して居る。〇尾と〇山との關係はかゝる取引の典型的なものであると信するので、次に豫審に於て豫審判事と證人として訊問せられた〇山との間の問答を抄録する。

問 證人ハ被告人〇尾ヲ承知シ居ルヤ

答 左様同人ハモト木挽職テ自分ノ關係シタ山テ働イテ居リマシタカ至極實直ニ稼イテ居リマシタノテ大正十一年夏頃ヨリ

山頭ニ致シ使用シ其ノ後同人カ獨立シテ木材業ヲ始メタノテ大正十五年頃ヨリ同人ト木材ノ賣買取引ヲ致シテ居リマシタノテ承知シテ居リマス

問 證人ハ昨年九月頃被告人〇尾ヨリ同人カ上オンヘツ國有林ニ於ケル官木ノ賣拂ヲ受ケ造材シタルモノヲ買受ケタルコトアリヤ

答 アリマス御訊ネノ頃〇尾ハ自分方ニ參リ上オンヘツ熊谷勘三郎及標茶田中末五郎カ上オンヘツ國有林内ノ產物賣拂申込ヲ爲シ居ルカ其賣拂カ許可ニナレハ自分カ讓受ケルコトニナツテ居ルカラ其造材ヲ買受ケテ吳レト申込マシタノテ買受ケルコトニ致シマシタ

問 田中末五郎熊谷勘三郎ハ如何ナル目的ニテ右賣拂申込ヲ爲シタルトノコトナリヤ

答 田中ハ上オンヘツ特別教授場ノ建築用材ノ賣拂ヲ申込タノテアリマシタカ熊谷ハ如何ナル目的ニテ申込カ〇尾ト話マセヌテシタケレ共自分ハ同人カ自家用材トシテ申込タノテアラウト思ヒマシタ

問 右二口ノ樹種本數等ヲ聞カサリシヤ

答 熊谷分ハヤチタモテ本數ハ判リマセヌカ四百石位ノ出石カアリ田中分ハ前ニ樹種ヲ申シマセヌテシタカ枕木用材ニナルト申シマシタノテ枕木用材トシテハナラ、ヤチタモ、セン、アカタモ、カツラ五種ニ極ツテ居リマスカラ其ノ等ノ樹テ

アルト思ヒマシタ而シテ猶其本數ハ判リマセヌカ枕木二百丁位出ル見込タトノコトデアリマス
右買受木ハ生立木トノコトナリシヤ

問 自分ハ○尾ニ對シ如何ナル樹カト訊ネタ處同人ハ熊谷分ハ上等材デアルト申シマシタ上材ト云ヒハ木材業者間ニ於テ生立木ナルコトヲ意味スル慣例デアリマスカラ生立木デアアルコトカ判リマシタ又田中分ニ就テハ枕木用ニナルト申シタノテ枕木材トシテハ生立木カ本則デアリ例令枯損木テモ腐朽シタ部分ヲ削リ取り生立木ノ價格テ取引カ出來ルコトニナツテ居リマスカラ自分ハ強イテ生枯ノ別ヲ訊ネハセズノテシタ

問 證人ハ自家用材ノ申込ナラハ枯損木ノミ賣拂許可ニナルコトヲ承知シ居ラサリシヤ

答 自分ハ是迄官林ノ賣拂ヲ受ケタコトカアリマセヌテシタノテ果シテ自家用材ノ申込ナラハ生立木カ許可ニナラヌトノ規則ノアルコトヲ承知シマセスカ從來屢々官林ノ生立木ヲ賣拂ニナツタ例カアリマスカラ熊谷ハ矢張り生立木ヲ買シメタモノト思ヒマシタ

問 右賣買申込ノ際妹尾ハ熊谷等ノ賣拂申込ニ對シテハ既ニ許可ノ指令カアリタリト申シ居リシヤ

答 自分ハ○尾ト賣買ノ契約ヲ話シタ丈ケテ同人ニ對シ賣買代金ノ前渡ヲスルノテナイカラ右賣拂申込カ許可ニナリ○尾ニ於テ既ニ讓受ケタカドウカヲ確メル必要カ無イノテ御訊ネノコトヲ○尾ニ聞キマセヌ又○尾モ其點ニ付テ何トモ申シマセンテシタ

問 右賣買契約ノ内容如何

答 オソヘツ川土場渡シヤチタモ角百石二百四十圓枕木八尺モノ一挺六十五錢七尺モノ四十六錢ノ單價ヲ買受ケ代金ハ後ニ精算スルコトニ口約致シ別ニ契約書ヲ作成シマセヌテシタ

問 右契約當時釧路木材市場ニ於ケル木材ノ市價幾程ナリシヤ

答 御訊ネノ當時釧路市場ニハヤチタモ角百石六百圓枕木八尺モノ一挺一圓三十五錢七尺モノ一挺一圓七錢位デアリマシタ上オソヘツノ受渡場所ヨリ釧路市場迄ノ運賃等ノ諸掛リハ幾如ナリシヤ

問 ヤチタモ角材ハ百石ニ付百八十圓位枕木ハ一本平均二十三錢ノ送賃ヲ要シマス

問 然ラハ右賣買代金ハ時價ニ比シ安價ナル様ナルカ如何

答 流送運搬スレハ途中ニ於テ約三割ノ木材カ紛失シマスカラ此代金ヲ計算ニ入レ猶受入レノ費用百石ニ付二十五圓乃至三十圓及賣買代金等ニ算スル金額ヲ差引ケハ結局釧路市場テ買受ケルヨリ七八十圓安價テ○尾カラ買受ケタコトニナリマ

北海道材の生産集荷面に於ける法律關係に就いて

ス

問 證人ハ右賣買當時○尾ヨリ熊谷及田中ニ對スル賣拂指令書ヲ見セラレタリシヤ

答 賣買契約ノ際○尾ハ御訊ネノ指令書ヲ出シマセヌテシタノテ見マセヌテシタ

問 木材業者カ官木ノ賣拂ヲ受ケタル者ヨリ木材ヲ買受ケル場合ハ許可指令書ハ一覽シテ賣買取引ヲ爲スカ至當ニ非ラスヤ初メテ取引ヲ爲ス場合ハ一覽シ賣主ニ正當ノ權利アリヤ否ヤヲ確ムヘキカ至當テアリマスカ前述ノ如ク○尾トハ既ニ數年來取引シ來リ其間同人ニハ何等不正カアリマセンテシタカラ○尾カ田中等ニ於テ賣拂ヲ受ケタルモノハ讓受ケタノテ木材ヲ買取り吳レト申シマシタカラ同人ノ言ヲ信用シ別ニ契約書ヲ作ラス賣買シタノテアリマス尤モ今日ニナツテ○尾カ不正行爲ヲナシタリトノコトテアリマスカラ自分ハ指令書ヲ見スニ契約ヲシタノハ自分ノ輕卒テアツタト思ツテ居リマス

マス

問 證人ハ本年一月頃雇人久保下金一郎ヨリ○尾カ上オソヘツ國有林ニ於テナラ材ヲ盜伐シ○間ヨリ谷メラレタリトノ事實ヲ聞知セサリシヤ

答 久保下ハ御訊ネノ頃○間ヨリ○尾カ盜伐シタコトヲ聞知シタトノコトヲ數日前聞キマシタ計リテアリマス

問 證人ハ○尾ノ依頼ニ依リ昭和二年十二月二十四日○間ニ對シ熊谷分ノ木代金百七十三圓十六錢ノ代納方ヲ依頼シ○間ニ同額ノ現金ヲ交付シタルコトアリヤ

答 左様御訊ネノ日○間カ○尾ノ手紙ヲ持參シマシタノテ見マスト右木代金ヲ○間ニ代納シテ貸シテ吳レトノコトテアリマシタカラ○間ニ依託シ納付シタ次第テアリマス

問 右手紙ニハ指令書カ封入シ非サリシヤ

答 封入シテアリマセヌテシタ

問 ○間ニ木代金ヲ交付スル際同人ヨリ指令書及代金納入告知書ノ交付ヲ受ケタルニ非ラスヤ

答 ○間モ御訊ネノ書類ヲ持參セス只木代金百七十三圓十六錢テアルト申シタ丈ケテアリマス

問 其際證人ハ○間ニ對シ熊谷及田中カ賣拂ヲ受ケタルモノニ付樹種材積木代金等ヲ尋ネサリシヤ

答 自分ハ○尾カラ引渡ヲ受ケタ木材ニ對シ代金ヲ支拂ヘハ良イノテアリマスカラ御訊ネノコトヲ○間ニ尋ネル必要ハナイト思ヒ尋ネマセンテシタ

問 右賣買代金ノ安價ナリシ點及其他ノ狀況ヨリ判斷スレハ證人ハ○尾カ枯損木ノ賣拂ニ付生立木ニ極印ヲ打入レ貰ヒテ之

ヲ伐採シ且ナラ材ヲ盜伐シタル事實ヲ承知シ居リタルモノト思料セララル、カ如何

答 自分ハ○尾ニ不正ノ點カアルトハ夢ニモ思ヒマセヌテシタ

問 久保下金一郎ハ右賣買ノ分トシテ○尾ヨリナラ材枕木八尺モノ千九百五十丁同七尺モノ三百四十丁及ヤチタモ角材四百四十五石五升ヲ受取りタリトノコトアルカ如何

答 左様相違アリマセヌ

問 證人ハ田中末五郎ノ分ノ木代金百拾六圓九十七錢ヲ代納シタルニ非ラスヤ

答 左様昨年十月末頃○尾カラ手紙テ田中分ノ木代金ハ百拾六圓九十七錢テアルカラ納入シテ吳レト申シ納入告知書丈ケ封入シテアリマシタカラ同年十一月四日自分ハ其納入ヲ致シタ次第テ此分ニ爲テモ指令書ヲ見マセンテシタ

問 證人ハ昨年九月頃○尾ヨリ同人ハ田村榮六ニ於テ賣拂ヲ受ケタル分ヲ讓受ケタルモノ造材ヲ買受ケサリシヤ

答 左様御訊ね頃○尾カ自宅ニ參リ田村榮六カ學校建築用材トシテ「ル、ラン」國有林ノ官木ヲ買受ケタカ同人ニ於テ該買受木ハ不用ニナリ○尾カ買受ケルコトニナツタカラ其造材ヲ買取ツテ吳レト申シマシタノテ標茶驛渡ヤチタモ角百石四百四十圓其他ノ角ハ百石四百拾圓ノ單價テ買受ケルコトニ取極メマシタ

問 右賣拂申込ノ樹種材積等幾何ナリトノコトナリシヤ

答 申込ノ樹種本數等ハ話マセヌテシタカ○尾ハヤチタモ、セン、シコロ等取り混セ約千石ノ出石アル見込タト申シテ居リマシタ

問 右賣買ノ際該賣拂申込ハ既ニ許可指令トナリタル旨○尾ハ申タルヤ

答 ○尾ハ御訊ねノコトニ付キ何ノ話モナサス自分トシテハ前述ノ如ク引渡ヲ受ケタ木材ニ對シテノミ代金ヲ支拂ヘハ良イノテスカラ自分ハ其點ヲ確メマセヌテシタ

問 右木代金ヲ證人カ代納シタルヤ

答 昨年十月末頃○尾カラ田村榮六分カ許可ニナルカラ契約保證金トシテ四十五圓ヲ納入シテ吳レト申シ納入告知書ヲ送付シテ寄コシマシタカラ自分ハ其頃右保證金ヲ納入シ猶同年十一月中旬頃○尾カラ手紙テ右木代金ノ納入告知書ヲ送付シテ參リマシタカラ同月二十二日木代金四百四十三圓七十四錢ヨリ前ノ保證金ヲ控除シタ額ヲ納入シマシタ夫レテ右申込ハ許可ニナリマシタコトヲ承知シマシタカ指令書ハ見セマセヌテシタ

問 標茶驛ヨリ釧路迄ノ運賃等如何

北海道材の生産集荷面に於ける法律關係に就いて

答 鐵道運費其他諸經費合計角材百石ニ對シ七八十圓ヲ要シマシタ夫レテ受渡費等百石ニ付約三十圓ヲ要シ且木材ノ受渡後
○尾ノ依頼ニ依リ百石二十圓ノ値上ヲ致シマシタカラ結果百石七八十圓位安ク買受ケタコトニナリマス

問 證人久保下金一郎ハ右買受分トシテ○尾ヨリヤチタモ角材九百五十八石四斗セン角六十五石シコロ角十五石五斗枕木三
十五石一斗ノ引渡ヲ受ケタリトノコトナルカ如何

答 左様相違アリマセヌ

問 證人ハ右買受分ヲ何人ニ轉賣シタルヤ

答 釧路市木材商○久保某ニ對シヤチタモ角百石六三十圓ト五百三十圓セン角六百三十圓シコロ角四百八十圓ノ單價ヲ以テ
本年二月六日ヨリ三月三十日迄ノ間ニ七圓ニ亘リ計ヤチタモ角七百六十八石四斗一升八合セン角十三石六斗二升八合シ
コロ角九石五斗九升六合代金合計四千九百四十圓五十錢一厘テ賣拂シ

猶當市材木商○原玉造ニ對シセン、シコロ角ハ右同一單價カツラ角ハ五百五十圓ノ單價ニテセン角百二十四石六斗四升
二合カツラ角十五石四斗八升二合シコロ角一石四斗四升ヲ此代金合計九百三十九圓五十一錢ニテ賣拂シマシタ

三、○岩某關係

右の者の犯行は昭和二年十月から三年一月に至るものであつて損害額は一七〇本、一、九九八石、二、〇一四圓
一八錢であるが、伐採木は釧路市木材業○木某に賣却した。○木は上記○山同様仲介業を營むものであつて轉賣
の爲買入れ、之に對し資金を融通した事も同様である。その契約も同じく口頭を以て締結されオソヘツ堤防土場
にて受渡す事とし價格は各角込三〇〇圓であつた。

四、○本某關係

右の者の犯行は昭和二年十二月から三年三月に渡るものであつて、損害額は一六一本、二、二六八石、二、九二九
圓二〇錢である。○本の伐採木は釧路市木材商○田某に賣却、○田は口錢を得て之を釧路市○恒木材店に賣却し
た。○本、○田間の契約は書面を以て締結されたものであるから、之を次に(一)として掲げる。又○本は○橋某な
るものと共同して釧路營林區署に燒損木の拂下を出願してその許可を得たのであるが、その伐採の權利(官木の

拂下は個人に對して行はれるものであつてその權利の讓渡は認められないのが建前であるから之は違法行爲として見なければならぬ(一)の契約の履行を確保する爲○田に讓渡して居るから之を(二)としてかゝげる。

又○田はかくして買入れた木材を口錢を得て釧路市○恒木材店に賣却して居る。○恒商店は大阪に本店を有する大會社であつて釧路に出張所を設け、木材の買付けを行つて居たのである。所謂大手筋の一と見る可く茲に流入した木材はもはや生産各地に於ける仲介業者の手を経る事なく直接市場に向けられるものと考へられる。尙○恒は本事件關係者の一人標茶部落農業者○橋から木材を購入して居る。○橋は本事件に關して起訴せられたが、無罪となつたものであるが、○恒如き大木材商がかゝる部落農業者の如き小事業者と直接の取引を行ふ場合もあるのであつて、之は口錢を排除すれば大なる利益が確保せらるゝ事によるものであるが、一方事業の危険を負擔するに至る懼れある事は勿論であつて、此の點は充分に考慮し極めて慎重なる契約を書面を以て締結して居るのである。之を次に(三)として掲げるが○本、○田間或は○尾、○山間の契約と比較すれば、その丁重なる事は同日の比ではない事が看取せられるのである。特に事業の危険(本事件の如き司法關係のものも充分に考慮せられて居る)の負擔について慎重に取り極めて居る事は注目すべきである。一種の就業規則的權力的性格がかゝる契約に見られるのであつて、資力あるものと然らざるものとの間の契約は危険の負擔に於ても決して平等とは言ひ得ないのである。

然し又かゝる大手筋は各地に於て取引をなすものであるから、一々の取引に附隨する具體的事情は出來得る限り之を排除する事に努めるのは當然であつて、かくして物はその生産上の個性を喪失して商品としての普遍的性質を具有するに至るのである。何時、如何にしてかゝる個性の喪失と商品化が行はれるかは、取引の法律關係を研究する上に於て極めて重要な柄であると考へるのであつて、渚滑事件に於て論及した如き製材と原木との法律上の性質に關する問題の如きも、一般的にはかゝる種類の問題として取り上ぐ可きであつて更に精細な研究が

必要であると信ずる。只本件の如き就業規則的性情格を有する契約の締結によつても商品化の過程が實現されるものと見るべきであらう。

(一) 木材賣買契約證

今般賣人○田ト賣人○本ニ於テ木材賣買契約スル事左ノ如シ(以下單ニ賣人ヲ甲ト呼ビ賣人ヲ乙ト稱ス)

第一條 出材ヶ所 用上郡標茶國有林ニ於テ乙カ拂下タル樹木

第二條 樹種及數量 生木 樺角材參百五拾石檜角五拾石八尺枕木四百挺トス

第三條 仕様 樺角長拾尺拾貳尺拾四尺徑尺三上檜角長六尺八尺拾尺徑尺三上檜角長拾尺徑尺五上トシ抽取リ樺角ハ正六

掛角ハ正五掛トス何レモ生木ニシテ腐朽割ガマ割ナキ眞直ナル良材タル事枕木ハ廣軌用長八尺巾七寸五分輸出用仕様書

ニ基クモノトス但元角ハ壹挺ニ付壹分宛ノ分ヲ入ル事

第四條 受渡場所 用上郡標茶驛構内直ニ貨車積込出來得ル所ニ卷立タルモノトス但卷立費用ハ乙ノ負擔トス

第五條 受渡方法 角材百石以上枕木ニ至ツテハ貳百挺以上驛土場ニ出材シタルトキハ甲或ハ甲ノ代人立會ノ上壹本宛手返

シノ上受渡ヲ爲スモノトス

但シ検査ニ要スル費用ハ乙ノ負擔トス

第六條 賣買價格第五條記載ノ合格品 樺角檜角壹百石ニ付金四百四拾圓檜角壹百石金貳百八拾圓八尺枕木(元角)壹挺金

壹圓替トス但シ乙ノ都合ニヨリ七尺枕木出材シタル場合ハ壹挺金六拾五錢替トス

第七條 代金支拂方法 本契約ト同時ニ金七百圓也ヲ甲ハ乙ニ貸與シ殘金ハ第五條履行シタル分ニ對シ樺角檜角百石ニ付金

二百圓檜角百石ニ付キ金百五十圓枕木壹挺ニ付金參拾錢ノ割合ニテ控除シタル殘額ヲ支拂全部終了ノ上ハ第六條ニ依リ精

算支拂フモノトス

第八條 受渡期限ハ樺角檜角ハ昭和三年二月末日限り檜角及枕木ハ同年三月末日限リトス

第九條 乙ハ誠意ヲ以テ事業經營ナスハ勿論ナルモ萬一中途ニ於テ蹉跌ヲ生ジ乙ニ於テ遂行シ能ハザルト甲ガ認ムルトキハ

甲ハ直チニ事業中止ヲ命ジ甲直營トナスモ乙ハ無償ニテ甲ニ引渡スモノトス此場合ハ是レニ要スル總テノ費用ハ賣買代金

ヲ控除精算ヲ爲シ萬一不足金生ジタル場合ハ乙ニ於テ直チニ支拂フモノトス

第十條 契約數量以上出材シタル場合ト雖モ乙ハ他ニ賣却セザル事ヲ特ニ約ス

第十一條 本契約ニ記載セザル事項ト雖モ相互德義ヲ重シ事業遂行ヲ許ルモノトス
第十二條 本契約確保スル條件トシテ乙ガ拂下タル官有林木ノ權利ヲ甲ニ讓渡ス

第一條追加標茶國有林ノ外厚岸郡茶別國有林ヲ加フ
右契約トシテ本讓渡通ヲ作成シ各自壹通宛ヲ所持ス

(二) 權 利 讓 渡 證

昭和貳年拾壹月拾貳日釧路營林區指令第四六三號許可

太田村茶別國有林燒損ヤチタモ外貳種五〇本材積參百貳拾壹石
代金貳百拾壹圓五拾四錢也

合計拾貳月拾壹日釧路營林區署指令第四六四號許可

太田村大字茶別燒損雜五四本材積參百貳拾九石
代金四拾貳圓七拾七錢也

合計拾壹月拾貳日釧路營林區署指令四七四號許可

太田村大字茶別字ル、ラン燒損ヤチタモ四〇本材積貳百五拾參石
代金壹百六拾六圓九拾八錢也

右權利讓渡候也

(三) 木 材 賣 買 契 約 證 書

買主 ○恒釧路出張所ト賣主○橋トノ間ニ於テ左記條項ニ依リ賣買契約締結ス

第一條 木材ノ種類數量價格左ノ如シ

品 名	數 量	單 價	摘	要
拂 角	參 百 石	壹百石ニ付 一金四百圓也	八尺ヨリ二尺上 角取ハ正五掛	
八尺枕木	參 百 挺	壹挺ニ付 一金壹圓也但シ元角	巾 七寸五分 厚 五寸	

北海道材の生産集荷面に於ける法律關係に就いて

但シ材質、構造、形狀、寸法等ハ別紙仕様書ノ通リトス

イ、出材場所 川上郡熊牛村標茶驛

ロ、造材場所 川上郡熊牛村ル、ラン國有林内

第二條 賣買物件賣渡期限ハ昭和三年一月ヨリ同年二月三十日迄ニ契約數量全部ノ受渡ヲ完了スルコト其月割並ニ數量左ノ如シ

第三條 受渡場所標茶驛ニ於ケル買主指定ノ場所ト定ム而シテ賣主指定ノ通り樹種及尺分シテ検査ヲ受クヘキモノトス其ノ検査寸檢等受渡ニ要スル一切ノ費用並ニ卷立ノ費用ハ總テ賣主ノ負擔トス

但シ相互協議ノ上本場ニ定ムル場所以外ニ於テ受渡ヲ爲ス場合ハ更ニ單價ヲ協定スルコトアルヘシ

第四條 受渡方法買主指定ノ場所ハ壹百石以上出材セシ時ハ相互立會ノ上買主ハ別紙仕様書ニ基キ検査ヲナシ買主ノ極印ヲ打込タルモノヲ以テ受渡ヲ終了セルモノトス賣主ハ買主ノ要求ニ應ジ何時ニテモ又數量ノ多少ニ不拘検査ニ立會フモノトス若シ賣主カ検査ニ立會セサル時ハ缺席ノ儘買主ハ之ヲ検査ヲ爲スコトアルヘシ

但シ寸檢石數ノ算出方法ハ北海道商習慣ニ據ルコトトス萬一出材ノ不足又ハ不合格ノ爲メ契約數量ニ滿タサル時ハ買主ノ指圖ニ從ヒ代品ノ引渡ヲ爲スモノトス

第五條 代金支拂ノ方法第四條ノ渡受ニ基キ第一條ノ單價ニテ計算ヲナシ契約金ヲ差引キ買主ハ賣主ヘ支拂フモノトシ契約金トシテ四百圓也ヲ買主ハ賣主ヘ契約ト同時ニ支拂フモノナレトモ契約材ニ對スル營林區署ヘノ納金ハ貳百九拾壹圓五錢ヲ買主ノ方ニテ納メ殘金ヲ受渡スルモノトス

第六條 賣主ハ第一條記載ノ場所ニテ造材若クハ出材スル物件ニ對シテハ總テ自己ノ使用スル極印ヲ打込ミ置クヘキハ勿論本契約賣買物件全部ヲ買主ヘ引渡ヲ完了セサル間ハ買主ヨリ借入レタル契約前金並ニ造材中借入レタル金錢物品ニ對シ擔保物件ト爲スコトヲ協定シ買主ノ爲メニ賣主之ヲ保管スル特約ナルヲ以テ他ニ賣却讓渡贈與並ニ質權ノ設定等ヲナスコトヲ得ス

第七條 買主ニ於テ萬一賣主ノ造材搬出事業カ準備不行届ノ爲メ遂行ノ見込ナシト認ムルカ又ハ事業ニ蹉跌ヲ來シタルコトヲ認ムル時ハ賣主ノ事業ヲ任意中止セシメ他ニ受負者ヲ選定スルカ買主ニ於テ直營ヲナストモ賣主ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス此場合ニ於テハ爲メニ要シタル費用ハ總テ契約代金ノ内ヨリ控除スルモノトス

第八條 買主ノ都合ニ依リ何時ニテモ造材地並ニ出材地ニ於テ双方立會ノ上別紙仕様書ニ基キ買主ニ於テ品質、數量、寸法

ノ假檢査ヲ行ヒ假檢收ノ剽印押捺スルコトアルヘシ

第九條 前條ニ依リ造材地並ニ出材地ニ於テ假檢收ヲ爲スモ第五條所定ノ場所ニテ受渡ヲ完了スルマテニ要スル一切ノ費用及ビ減損其他總テ危險ニ對スル責任ハ賣主之ヲ負擔スルモノトス

第十條 本契約ヲ確保スル爲メ賣主ハ買主ノ要求アリタル場合ハ相當ノ擔保ヲ提供スルモノトス

尙賣主ノ保證人ハ買主ノ負フ總テノ義務履行ヲ保證シ萬一買主ニ損害ヲ蒙ラシメタル時ハ賣主ト共ニ損害賠償ヲナスヘキ連帶責任ヲ負フヘキモノトス

第十一條 前記各條項ノ通り相互義務ヲ重シテ之ヲ履行スルハ勿論萬一當事者ノ一方ニ於テ契約不履行ノ場合ハ爲メニ蒙ルヘキ相手方ノ損害ハ違約者ニ於テ當然賠償ノ責ヲ負フモノトス

第十二條 本契約ニ關スル訴訟行爲ハ双方合意ノ上釧路區裁判所ヲ以テ第一審管轄裁判所ト定ム

前書ノ通り双方合意ノ上契約ヲ締結ス依テ確守履行スル爲メ本證書式通ヲ作成シ署名捺印ノ上各自壹通ヲ保有スルモノトス

三、角田村事件に付いて

本盜伐事件は夕張郡角田村御料林に於て昭和三年から昭和五年に渡つて發生したものであつて、殆ど同村部落主として多良津、築別、部落の農業者の犯罪である。損害額は三、九七五本、四二、四三一石四斗、二三、九二三圓六錢五厘である。有罪の決定を受けた者は二十一名であるが、そのすべてが上述の如く部落農業者であり、その盜伐木の處分は大口なると小口なるとを問はず、殆どすべてが、小樽市○淺木材會社に賣渡して居るのである。従つて本件については、犯罪者個々についての處分について敘述する事はせず、○淺木材會社との取引關係について考察を加へる事とする。

○淺木材株式會社は小樽市に本店を有する大會社であつて、當時の資本金五十萬圓一ヶ年の取扱量三十萬石と稱されて居る。その商取引の範圍は北海道は勿論、日本全國又海外にも互り木材會社としては所謂大手筋の一に屬する。元來北海道に於ける木材取扱業者を會社組織のものと個人經營のものと分てば、會社組織のものは、上

北海道材の生産集荷面に於ける法律關係に就いて

記○淺、三井物産、新宮商行、或は前記の○恒の如きものであつて勿論何れも大資本を有し、その數は個人組織に比すれば、當然少數であるが、北海道の全生産材の約半數は之等大手筋によつて取扱はれるのである。かゝる有力な木材業者が地元農業者が伐採せるものを直接買入れる如きは、寧ろ異例に屬すると言ふ可く、多くは仲介業者の手を経て買入れるものであるが、中間の手數を省略するを得ば勿論利益は大であるから直接生産者からの買入れも亦行つて居る事は、前記標茶事件に於て○恒が○橋から買入れて居る例を以ても知る事を得る。但しかゝる如き事が行はれる爲には、即ちかゝる大手筋の賣買組織が直接山元まで侵透する爲には、その地方の事業が極めて有望である事と又交通が至便であつて、常に店員を派して買入れにあたらしむる事を得る如き地方である事を要する。

本事件の發生した夕張地方は地圖に於て見得るが如く極めて交通の便に恵まれた地方であつて、國有鐵道追分紅葉山間は實に明治二十五年十一月一日の開通であり、夕張鐵道野幌栗山間は昭和五年十一月三日、栗山新夕張間は大正十五年十月十四日の開通であり、賣買組織の侵透と伐採材の搬出には極めて便利な土地であるのである。従つて○淺木材會社に於ても該地方に常に出張員を派し木材の買入れにあたらしめて居たのであつた。

さて一方角田村の狀況を考察して見ると、角田村は全體として見る時北海道に於ける優良村の一であつて、水田耕作は高度に發達して居り、一般農業者の生活は他地方に比すれば極めて餘裕あるものと言ふ事を得るのである。然しながら又見方を變へれば、當地方が斯の如き恵まれた地方である事は主として水田耕作の成功に基くものと言ふ事を得るのであるが、水田耕作の北海道に於ける成功は夫が自家用米の産出の限度を越えて販賣米の生産を目的となすに於ては極めて投機的なる性質を有するものである事は疑を容るゝ餘地がないのである。

一般に北海道農村の投機性については、幾多の論證がなされて居るが、之は敢て學者の論證をまたなくても、その主として耕作する作物が、自家用とならざるもの、或は自家用の限度を越えるものである事を見る事によつ

て直ちに知る事を得るのである。薄荷、除蟲菊、或はアスパラガスの如きは前者の例であり、豆、米の如きは後者の例である。かゝる投機的試みが時運に乗じて成功した時にその地方は優良村となるのであつて、所謂優良村の裏には投機性なる性格の存在とその成功なる事實がかくされて居るのである。従つて此の投機性が生産事業本來の軌道を逸脱せしめて病的現象、即ち盜伐の如きものを惹起する事もまた極めて有り得る事なのである。

本事件の發生した角田村は上述の如く全體としての優良村であるが、その裏に投機性のかくされて居た事は例外をなすものでなく、而も角田村中二股、繼立の兩部落に比すれば本事件關係者の多數を出した多良津、築別の兩部落は地味悪く農耕條件に於て不利であり、此の點に於て此の兩部落民が隣接優秀部落を羨望して何等の利得を得んと試みをなす事は必然とも考へ得られるのである。

元來此の地方は御料地に屬し、帝室林野局札幌支局の管理の下にあつたのであつたが、當局は之等御料地小作人に對して大正十二年から自家用燃料の拂下を行つたのであつた。然るに大正十四年頃から造材に經驗ある一部農民が冬期間の副業として御料林から枯損木の拂下を受け造材事業を開始した。之が同地方部落民の上述せる如き投機心を煽り、此の事業は一般に擴大せらるゝに至つたのである。然るに造材事業なるものは必ずしも多額の利益を約束するものではないのであるが、特に本地方農業者の造材の買入れにあつたものは上記の○淺の如き大手筋であつた事は地元農民に一層の不利をもたらしたのである。元來○淺の如き大手筋が造材の買入れをなす場合には、極めて慎重なる形式を踏み、事業の危険を回避する事に萬全の策を取る事、又取り得る事は、上記標茶事件に於ける○恒對○橋の例に於て見らるゝが如くであつて、筆者は○淺と盜伐者間の賣買契約證を入手する事は出来なかつたのであるが、恐らくは書面により、又買主側に於て極めて有利な條件が羅列されて居たであらう事は想像に難くない所である。即ち茲に於ては標茶事件に於ては極めて微細な一例を提供したに止まる所の木材取引に於ける獅子契約が全面的に締結されたものと言ふ事を得るのである。その獅子の分け前は價格の點に於

ては勿論、あらゆる危険の回避をなす點に存したものと云ふ可きである。事實、本事件が斯の如く擴大するに至つたのは、伐採者が買主側に値段を叩かれて損失を重ね、夫を補填せんが爲に、一層より大なる盜伐を行ふに至つた事に存すると見る事を得、又刑事事件として見れば、買入れを行つた○淺側には一人の關係者さへ出すに至らなかつたのである。その買入れ價格の如きも關係書類に於て明確に示されて居ない所から察すれば、湯淺の出張員が買入れた時に直ちに木材はその個性を喪失して一般商品化したものと見られたと言ふ可く、法律的に定型化した商取引が此の場合に實行されて居た事は疑ふ可くもないのである。而もかゝる取引が資力と利便を有せざる生産者と資力ある大手筋との間に直接に行はれる場合には、獅子契約の形質を備へて居る事は上述せる所から明かであると考へる。之れ木材取引の生産、集荷の面に於ける一の典型であると思得るものと考へるのである。

第三章 補 遺

本研究は分荷、消費部面の關係を調査して後綜合的觀察を下して、その間の法律關係について考察する事を企圖して居るのであるから、上記の如き生産集荷部面のみの研究では結論に到達する事を得ないのであるが、私見を補遺的に二三附加する事とする。

一、上例に於て見得るが如く、生産者と仲介業者、或は木材業者との間には、伐採木の賣買契約が締結されるのであるが、その中には伐採資金を提供する條項が含まれるのが通例である。之は典型契約の見地から、賣買契約と消費貸借契約とが同時に存するものと考ふ可きか、或は別個に存在するものと考ふ可きかの問題を生ずる。生産自體に即して考へるならば、事實かゝる事業は資金の融通なくしては、行はれ得ないものであるから、名は假りに賣買契約であるとしても、その内容は一個特殊の混合的内容を主とした、かゝる林業に於ける特別な契約であると考へなければならぬと思ふ。或は進んで資金融通側よりする請負契約とも見る可き場合が尠くないと

考へる。果して然らば、本例の如き司法事件の發生せる場合に於ても仲介業者或は木材業者は單に伐採木の買入れ契約を締結したと言ふに止まらず、伐採の有力な要素をなす資金の融通をなせるものであるから、契約を個々の要素、即ち賣買、消費の如くに分離して觀察せず、生産關係を主として綜合的に觀察するならば、其處に事件の取扱に於ても別個の考へ方の生ずる餘地は充分あるものと考へられる。即ち契約は産業の特殊事情に照らして具體的に之を考察す可きものである事を提唱したい。

二、本報告に於ては國有林及び御料林の如き所謂官林にその對象を求め、その直接伐採にあたつた者を生産者と稱したが、之は眞の意義に於ては正確でないと言ひ得る事は勿論である。何故ならば林木の所有權は國及び其他にあるのであつて、伐採者には屬しないからである。然しながら、生産者とは法律的には一體如何に定義付けらる可きものであらうか。一般農業關係について見ても、生産者と稱せられる農業者の多くは土地を所有せざる小作者である。

又水産關係について見れば魚類の所有權は漁業者には屬しないのである。かゝる點から考へれば、農林漁業の如き原始産業に於ける生産者は必ずしも所有權の存否を以て法律的に確定し得られないものと言はなければならぬ。従つてかゝる産業部面に於ては所有關係よりも利用關係に重點をおいて考察すべきものであつて、かゝる意義に於ける生産者は即ち上掲各事件に於て見られる如き地元部落民であつて、本報告に於ては違法の利用のみを取扱つたが合法的の利用も極めて多い。即ち正當なる拂下げによつて伐採、搬出して之を賣却するものが之である。かゝる生産者と集荷者との關係を對象としたのが本報告であつて、病的現象のみを取扱つて特殊な例のみを取引の實例として掲げたのではないのである。即ち本例に於て見られたる如き生産者と集荷者、即ち地元民木材賣買仲介業者、中小木材業者、製材業者、大木材業者間の關係が違法ならざる場面に於て繰り返へされて居るのである。私有林と雖も所有者が自ら伐採するよりも木材業者に立木のまゝ賣却する場合が多い。但し今日に於

ては幾多の理由から地元民の生産者は減少しつゝあるのであつて、之等はすべて林業労働者と變化し、大資本を有するもの即ち從來の集荷者が利用者となりつゝある事は注目に値する事であるか、かゝる經濟機構の變轉については、集荷者、配給者の機能を更に消費部面にまで互つて検討した後で更めて考察を加へる考へである。

三、本研究は木材の動きを主として觀察する事を企圖した結果、伐採事業を行ふ者を單に生産者として、之と集荷者との關係のみを考察したが、伐採搬出の事業内部に於ても複雑な關係が存在するのであるから、之に付いて若干の考察を加へる。之は即ち伐採事業の労働關係に外ならないのであつて、伐採事業を營む場合には略々次の如き勞務場面が必要である。第一は伐採、造材にあたるもの、第二は之が搬出にあたるもの、第三は之等の補助をなすものである。

第一の伐採造材にあたるものは山子と稱せられる。而して第二の搬出は流送の場合を除いて考ふれば、驛土場までの搬出であつて、之は多くは馬搬によるものであつて馬を所有する馬夫が之にあたる。之等の山子、馬夫を補助するものは道路の構築、修理等の雜役にあたるものであつて普通の人夫である。此の人夫は多くは事業主の直接雇傭になるものであつて、此處には單純な雇傭契約が存在するのであるが、山子及び馬夫は何れも百石單價の請負となつて居る。即ち事業主は山子及び馬夫とは百石單價の請負契約を締結して人夫とは雇傭契約を締結して居るわけである。山子に關しては今日では普通伐り出しと稱せられる態様の労働が行はれる。之は一團の山子が造材と馬搬に至る迄の搬出を請負ふものであつて團體契約として見る可きものである。之に反し馬夫に對しては個人的な請負契約が行はれるのである。斯の如き勞務關係に付いての研究は次に讓る事とする。筆者の所見によればすべて木材の生産、集荷、配給に關する機構はなる可く單純化し、之に關する法規も林業統制法とも言ふ可き名稱の下に一括編成する方が妥當ではないかと考へる。即ち一個の法體系を生産から消費迄各生産業部面の特殊性に應じて編成するわけであるが之に付いては他日の研究に待たなければならぬ。(十五、十二、二〇)